



## 記載に関する説明事項

### <対象とする労働者>

- ・受注者か下請負人に関係なく、専属的に当該工事に従事する者
- ・雇用形態(常用、日雇い、短期雇用等)に関係なく、専属的に当該工事に従事する者
- ・現場代理人、主任技術者、監理技術者、会社役員等は含まない

### <記入する労働賃金>

- ・職種ごと、受注者及び同じ下請次数ごとに、最低賃金となる労働者の労働賃金  
(例1: 元請A氏(20,000円)、元請B氏(19,000円) ⇒ 19,000円)  
(例2: 2次下請A社(15,000円)、2次下請B社(14,000円) ⇒ 14,000円)

### <労働賃金の構成>

- ・労働賃金(円/日・人) = (①基本給相当額 + ②基準内手当) + (③臨時の給与 + ④実物給与)
  - ①基本給相当額【基本給、出来高給】
  - ②基準内手当【家族(扶養)手当、通勤手当、都市(地域)手当、住宅手当、現場手当、技能手当等】
  - ③臨時の給与【賞与(ボーナス等)、その他の臨時の賃金等】
  - ④実物給与【通勤定期の支給、食事の支給等】
- ・労働賃金に含まない「基準外手当」
  - ①通常の作業条件または作業内容を超えた特殊な労働に対する手当
  - ②時間外、休日または深夜の労働に対する割増賃金

### <参考>労働者の51職種

職種名			
特殊作業員	運転手(特殊)	普通船員	タイル工
普通作業員	運転手(一般)	潜水士	サッシ工
軽作業員	潜かん工	潜水連絡員	屋根ふき工
造園工	潜かん世話役	潜水送気員	内装工
法面工	さく岩工	山林砂防工	ガラス工
とび工	トンネル特殊工	軌道工	建具工
石工	トンネル作業員	型わく工	ダクト工
ブロック工	トンネル世話役	大工	保温工
電工	橋りょう特殊工	左官	建築ブロック工
鉄筋工	橋りょう塗装工	配管工	設備機械工
鉄骨工	橋りょう世話役	はつり工	交通誘導警備員A
塗装工	土木一般世話役	防水工	交通誘導警備員B
溶接工	高級船員	板金工	

※ 見習い、研修中の作業員等は、技能の保有状況や作業内容に応じて、「普通作業員」または「軽作業員」に分類してください。